

揮発性有機化合物の排出抑制に係る自主的取組のあり方について（案・概要）

1．自主的取組の基本的考え方

（1）位置づけ

自主的取組は、事業者の自主性や創意工夫の下に推進されるもの。

しかし、自主的取組の役割の大きさ等を勘案すれば、自主的取組の進め方について、一定の方向性を委員会として示すことが適切。

（2）実施主体

民間（個別企業及び業界団体）が自発的に排出削減取組を行い、必要な計画や指針についても、民間が自ら作成することを基本とすべき。

個別企業と業界団体の役割分担については、一律に定める必要はない。

（3）計画の策定

計画の内容には、計画の目的、計画期間、計画目標及び具体的な取組内容等が記述される必要がある。

計画期間は、平成 18 年度を計画の始点とすることが望ましい。

計画目標の設定に際しては、固定発生源からの VOC の総排出量を 3 割程度削減するという目標があること、またその中で、自主的取組によって削減すべきは 2 割程度と見込まれていることに留意する必要がある。

評価指標として代表的な個別物質の排出量を指標とする場合であっても、できる限り排出される VOC の総量を併せて指標として用いることが望ましい。

（4）指針

業界団体が作成する否かは、各業界の実態に応じて任意に判断されるべき。

行政は、計画に盛り込むべきと考えられる事項を示すことが望ましい。

（5）検証・評価・公表のあり方

検証・評価の実施主体は、自主的取組を行った主体が、自己検証・評価の結果を含んだ報告を作成し公表することが基本となる。

外部の第三者による客観的な状況の把握・評価が実施されることが望ましい。

2．自主的取組の主な内容

事業者が自主的取組として行う VOC の排出抑制手法としては、原材料対策による手法、工程管理による手法、施設の改善による手法、排気処理装置による手法等が挙げられる。

最適な排出抑制手法を選定するためには、各産業による VOC の使用・排出の特性等を考慮することが有効。

3．検証・評価・公表の具体的方法

（1）自己検証・評価

自己検証・評価の報告においては、ア) VOC の削減状況、イ) 計画の達成度、ウ) 取組への努力の度合い等を、自主取組の実施主体が自ら検証・評価する。

平成 12 年度を基準年度としそれ以降の取組について検証・評価することが望ましい。また、計画の終了時のみの評価ではなく、毎年度又は中間年度での評価を行うことが望ましい。

行政は、情報の提供等により事業者の作業負担の軽減に努めるとともに、自主的取組のインセンティブを与えるよう努める必要がある。

(2) 第三者による把握・評価

本専門委員会において、代表的な業界について、公開された報告及び自己検証・評価の結果を順次把握・評価する。また、必要に応じ抽出調査等を実施。評価結果は、専門委員会報告として公表する。業界団体に含まれない民間事業者及び自主的取組を実施していない業界団体については、必要に応じヒアリングを行い、実態の把握に努める。

4. 未対応業界・事業者に対する取組

行政は、VOC 排出の可能性のある新規業種・業態の把握に努め、これらに属する企業・業界に対し、VOC の排出抑制の必要性や自主的取組の意義について説明し、取組への参画を促す必要がある。

また、業界団体に属さない事業者についても、政府公報や行政機関窓口を通じた普及啓発等により、自主的取組への参画を促すことが望ましい。

5. 地域性の考慮

地域単位で自主的取組の計画を策定し、検証・評価を行うことを事業者に求めることは、現時点では必ずしも必要でない。

当面、行政において知見の充実に努めることとし、その進捗に応じて、自主的取組における地域性の考慮のあり方を引き続き検討していくことが適当。

事業者が自主的に地域単位での排出量の集計等を行うことは歓迎すべき。

6. 自主的取組を支援するための措置

行政は、処理装置の導入やインキ・塗料等の低 VOC 化等に取り組んでいる事業者が提供する製品に関する普及啓発を進めることが重要。また、環境ラベルやグリーン調達取組を広範なものとするための検討を進めるべき。

税制優遇措置や政策金融による支援を引き続き進めるべき。また、VOC 処理装置等に関する民間の技術開発を促進する必要がある。

7. 今後の取組

VOC 排出インベントリの精度向上が必要。このため、未把握業種・業態の把握手法や算出方法について、専門家による検討を行う必要がある。

VOC 排出抑制制度の実施状況の把握、モニタリングのあり方の検討等を進める必要がある。また、関連する科学的知見の充実に努めていく必要がある。